

日本知能情報ファジィ学会九州支部表彰規程

平成 25 年 6 月 15 日 (制定)

平成 31 年 3 月 30 日 (改定)

(総則)

第 1 条 この規程は、日本知能情報ファジィ学会九州支部規約（以下、「支部規約」という）第 4 条に掲げる研究の奨励と推進を達成するため、日本知能情報ファジィ学会九州支部（以下、「本支部」という）で設ける表彰制度に係わる全般的事項について定める。

(目的)

第 2 条 支部規約第 5 条に定める本支部が行う事業において、関連する学問・技術に関する研究発表を行った若手研究者を表彰し、その研究を奨励する。

(表彰の種類)

第 3 条 本支部が行う表彰は原則として次の通りとする。

(1) 学生優秀ポスター発表賞 本支部が主催する夏季ワークショップにおいて優れたポスター発表を行った学生に賞状・副賞を贈呈する。

(2) 学生優秀講演賞 本支部が主催する学術講演会において優れた講演を行った学生に賞状・副賞を贈呈する。

(受賞候補者の条件)

第 4 条 個々の賞についての受賞候補者の満たすべき条件は付 1 による。

(審査機関)

第 5 条 受賞候補者を審査するため、支部長のもとに、以下の審査機関を設置する。なお、審査機関の長は、支部長が指名する。

(1) 学生優秀ポスター発表賞 支部長が学生優秀ポスター発表賞選考委員会を組織し、当該委員会が学生優秀ポスター発表賞受賞候補者を審議する。

(2) 学生優秀講演賞 支部長が学生優秀講演賞選考委員会を組織し、当該委員会が学生優秀講演賞受賞候補者を審議する。

(受賞候補者の選定)

第 6 条 発表者のうち、有資格者の中から、前条により設置された選考委員会が受賞候補者を選定し、支部長に推薦する。なお、具体的な選考手順については別に定める。

(受賞候補者の決定)

第 7 条 支部長は、選考委員会からの推薦に基づき受賞者を決定する。なお、その結果について、支部長は支部役員会へ速やかに報告する。

(賞状と副賞)

第 8 条 賞状の書式、並びに副賞については別に定める。

(受賞者の公表)

第9条 受賞者は、本支部ホームページにおいて公表するとともに、支部長が通知する。もしSOFT会員でない場合は、入会の勧誘を行う。ただし、指導教員がSOFT会員であり、サイトオプションが適用される場合は、その限りではない。

(表彰方法)

第10条 本支部が行う事業において表彰式を開催し、受賞者に対して、賞状と副賞を贈呈して表彰する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は支部役員会の議決を経るものとする。

(雑則)

第12条 この申合せに定めるもののほか、本支部の表彰制度に関して疑義が生じた場合は、支部役員会において審議する。

附則 本規程は平成31年3月30日より施行する。

付1. 受賞候補者の条件等

賞の種類	受賞候補者の条件等
学生優秀ポスター発表賞	筆頭著者でポスター発表した学生。 ただし、過去の学生優秀ポスター発表賞受賞者を除く。
学生優秀講演賞	筆頭著者で口頭発表（登壇）した学生。 ただし、過去の学生優秀講演賞受賞者を除く。